

## 第四十四号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十の項から三十二の項までを削り、三十三の項を三十の項とし、三十四の項から四十の項までを三項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた通訳案内士の登録の申請に対する審査に係る手数料並びにこの条例の施行の際現に申請等がなされている通訳案内士の登録証の訂正及び再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

通訳案内士法に基づく通訳案内士の登録に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。